議案第９５号

工事請負契約の締結の議決事項の変更について

令和８年５月２８日議会の議決を経た「工事請負契約について（羽帯第三跨道橋橋梁修繕工事）」の一部を変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和８年１１月２日提出

清水町長　　辻　　康　　裕

記

１	工　事　名	羽帯第三跨道橋橋梁修繕工事
２	契 約 金 額	変更前　７６，４５０，０００円
		変更後　７８，８３７，０００円
３	契約の相手方	清水町南４条西４丁目１１番地１
		田村建設株式会社
		代表取締役　田村　敏裕